

教育民生常任委員会 記録

- 1 開会日時 令和2年12月10日（木）午前10時00分開会
- 2 開会場所 三次市役所本館 6階601会議室
- 3 事 件
 - 陳情第2号 塩町中学校区に学校給食共同調理場を残すことについて
 - 陳情第3号 川地中学校区に学校給食調理場を残すことについて
 - 議案第136号 三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）
 - 議案第137号 三次市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例（案）
 - 議案第138号 地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例（案）
 - 議案第139号 三次市企業立地等を重点的に促進すべき区域における市税（固定資産税）の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（案）
 - 議案第140号 三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例（案）
 - 議案第141号 三次市総合福祉センター設置及び管理条例及び三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）
 - 議案第142号 三次市公の施設の指定管理期間の見直し等に伴う関係条例の整理等に関する条例（案）
 - 議案第146号 財産の無償譲渡及び無償貸付について
 - 議案第147号 損害賠償の額を定めることについて
- 4 出席委員 鈴木深由希，黒木靖治，宍戸 稔，弓掛 元，藤井憲一郎，新田真一，徳岡真紀，増田誠宏
- 5 欠席委員 なし
- 6 説明のため出席した職員
 - 【福祉保健部】 牧原福祉保健部長，細美高齢者福祉課長，畠高齢者福祉係長
 - 【市民部】 上谷市民部長，児玉市民課長，今井課税課長，渡邊収納課長，大原保険年金係長，熊谷市民税係長，山本資産税係長
- 7 議 事

午前10時00分 開会

○鈴木委員長 ただいまから教育民生常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員数は8名であります。全員出席ですので、委員会は成立しております。

本日の審査日程について申し上げます。本日の審査日程は、事前にタブレットに掲載しています次第のとおり行います。陳情2件、議案9件について、それぞれ陳情者の方、あるいは執行部から説明を受け、質疑を行った後、討論、採決を行います。

また、委員会の審査については、ケーブルテレビで中継が行われます。常任委員会ケーブルテレビ中継に関する確認事項に沿って委員会運営を行います。説明員は着座のままで説明、答弁いたし

ますこと、事前にお知らせしておきます。委員の皆様、円滑な進行に御協力をお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症予防対策として、経過時間を見計らって、室内の換気のために休憩を挟みたいと考えていますので、よろしくをお願いいたします。

それでは、初めに、連合審査会の開催について御協議をお願いいたします。

議案第144号、指定管理者の指定については、総務常任委員会に付託されておりますが、教育民生常任委員会と産業建設常任委員会の所管事項にも関連するものであり、12月14日午前10時から連合審査会を開催したい旨、総務常任委員長から申入れがありました。本件につきましては、議会運営委員会でも確認された事項であります。

お諮りいたします。

議案第144号についての連合審査会の開会に同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 御異議なしと認め、同意することに決定しましたので、同意書を提出させていただきます。

それでは、審査に入ります。

陳情者の方にお越しいたきますので、しばらくお待ちください。

(陳情者入室)

○鈴木委員長 では、陳情第2号、塩町中学校区に学校給食共同調理場を残すことについてを議題とします。

本日は、陳情者の塩町中学校区保護者有志の方にお越しいただいております。大変お忙しい中にもかかわらず御出席いただき、誠にありがとうございます。

御説明いただく前に、会議の進行について簡単に申し上げます。

これから、陳情の内容について10分程度で御説明していただき、その後、各委員から質疑を行うことにしております。発言する際は委員長の許可を必要とし、発言は陳情の趣旨の範囲内で行うようお願いいたします。

なお、陳情の趣旨を超える発言があったときは、三次市議会会議規則第114条第2項の規定により委員長が発言を制止し、これに従わないときは、発言の禁止または退席を求めることとなりますので、御了承をお願いいたします。

それでは、陳情について、陳情者から説明をお願いいたします。

○ノブハラ陳情者 では、陳情書について説明をさせていただきます。塩町中学校保護者有志代表のノブハラです。よろしくお願いいたします。

陳情事項。塩町中学校区内に学校給食共同調理場を残してください。

陳情の趣旨。塩町中学校区内の小学校に提供される給食は、小規模調理場ならではの、地域とのつながりが感じられるおいしい給食です。この給食を小学校で、そして中学生になっても引き続き食べられることを切望します。

2、調理場は地域の雇用の場であり、地元食材の納入先でもあるため、地域の一体感を生み出す重要な拠点です。今後も、子供たちの郷土愛を育み、成長を支える場として、存続を要望します。

3, 陳情の理由。上記1, 2は, 新鮮な色や香りがする地元の野菜や果物の生産, 栄養面だけでなく, 季節の行事や郷土料理を取り入れた献立づくり, アレルギー対応やリクエスト給食など, 手の込んだ調理, 細心の注意を払っての配送など, 給食を作るために多くの方々が子供たちを思い, 関わってくださっていることによって成り立っています。小規模調理場であるということは, お互いの顔が分かる安心感や親近感を生み, 柔軟な対応が可能となっています。

このような環境で食育を学べることは, 子供たちにとって最高の教育です。地域が食育に関して積極的に取り組んでいることは, 田幸地区が今年10月12日に広島県食育推進功労者の表彰を受けたことでもお分かりいただけると思います。

私たち保護者は, この豊かな自然と地域に愛着を持つ人たちに囲まれて子育てをしていることを幸せに感じています。子供を授かり, 食と教育環境の大切さに改めて気づいたからです。保護者の中には, IターンやUターンで三次に定住している人も多くいます。おいしい三次の食材や地域の方々の優しさが定住の決め手になったことは間違いありません。これから移住を考えている方々に三次をアピールできる大きな魅力の1つが, 学校給食を含めた教育環境であると思います。将来を担う子供たちが地元の愛情を感じながら成長し, この幸せな環境が受け継がれていくことが私たちの希望です。

陳情書は以上です。

○鈴木委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し, 質疑のある方はお願いいたします。

新田委員。

○新田委員 ありがとうございます。私も, 田幸共同調理場の給食を4年間食べさせていただきました。大変おいしく頂いたと思います。印象的であったのは, 田幸の果樹園からデザートにピオーネが1粒だけついてきたのをとてもおいしく頂いたことを覚えています。

さて, 中学校区に共同調理場を残してくださいという趣旨の要望であったと思いますが, 田幸の共同調理場はもう既に30年を超えて, かなり老朽化が進んでいるという状況の中から, 中学校も含めての給食を望まれるのであれば, 新しい調理場建設も当然要望として受け取っていいのかどうか, これがまず1点。

保護者の中には, Iターン・Uターンで定住されている方も多いうふうにかかれておられますが, 私も指を折ったら, 随分知っているなど思うんですが, 食も含めて教育環境等を, 来られてからの印象や, あるいは定住の決め手になった, あるいはこういったところがとても評価されているといった声があれば, 幾らか御紹介いただきたい。

以上です。

○鈴木委員長 お願いします。

○ノブハラ陳情者 1点目の新しい調理場もということなんですけれども, 私たちが活動を進めていく中で, 建物, ハード面の課題を避けては通れなくなってきました。塩町学区に残すのであれば, 新設を望むか, 既存の場所に存続を望むか, 有志の会のメンバーでも何度も話し合いました。しかし, 明確な答えを私たちで出すことはできませんでした。老朽化の面, ハザードマップに指定

されている点から、新設がよいのでは、新設しかないのではという意見もちろん保護者の中からありました。しかし、ハザードマップで浸水危険箇所指定されているからといって、地域の皆さんとの協議を重ねずに新設、移転にしているのか。いろんな課題が見え隠れする中で、私たちはあえて仕組みを残してほしいということ、いかにこの仕組みが素晴らしいかということのみを今日訴えに来ました。地域密着の小規模な調理場を残してほしいという気持ちを届けることで、ハード面においてもしっかりと行政に向き合っていただきたいという気持ちがあります。その気持ちを御理解いただき、過疎地域に残していかなければならないかけがえのない財産であるということをお認めいただき、では、どのような形で未来の子供たちにつないでいくかを地域参加型で考え、つくっていただきたいという思いから、この陳情書にまとめてまいりました。

もう一点、移住者の皆さんの声ですが、どうですか。言いたい人、いますか。まだ発言を続けてもいいですか。

○鈴木委員長 はい、お願いします。どうぞ。

○オダ陳情者 オダと申します。三次に移住して8年になります。その前は神戸市のほうに18年住んでおりました。まず、三次に来させてもらって、一番印象的だったのが、やはり食べ物が、野菜が特においしい、果物もおいしいという点が一番最初に感じたことです。住んでいくうちに、子供たちと触れ合う機会がありまして、私なりの目線で見たと神戸の子供たちと三次の子供たち、すごく語弊があるかもしれないんですけども、生き生きとした子供たち、はつらつと元気に挨拶してくれたり、目の輝きが違っていたり、とても生き生きと暮らしているなという印象を受けました。それで、いろいろ知る中で、食の大切さも自分の体でも感じましたし、食がやはり子供たちの成長を、その当時は独身だったんですけども、ここで子供を産んで育てたいという気持ちが湧いてきて、自然な流れでこちらに定住することになり、今に至っております。

共同給食場が1か所になると聞いたときにすごく衝撃を受けまして、そのときは、私は人から聞いたんですけども、それは決まったことだというふうに聞いたので、ショックを受けた気持ちを覚えてます。

本当に野菜もおいしいですし、空気も、いろんな要因があるとは思いますが、子供たちが元気にすくすく育っている、こういう環境で子育てできるというのは、まさに住む、みんながみんなではないと思うんですけども、田舎暮らしがいいなと思っている方にとって、地域密着の給食というのはとても魅力的なことだと思います。今後、それをPRしていけば、そういう子育てにとってもいい、市を挙げて子育て環境をつくっているんだなというふうに感じてもらえば、移住したいというふうに思ってもらえるのではないかと思います。

以上です。

○鈴木委員長 ありがとうございます。ほかに質疑のある方はお願いいたします。

弓掛委員。

○弓掛委員 今日はありがとうございます。先ほど御説明の中で、小規模調理場ならではの互いの顔が見える、親近感があるということをお聞きしました。私もこの常任委員会、ずっとさせていただいてから、皆様のことをいろいろ聞かせていただいたり、意見を聞かせていただいたり、非常に

田幸、川地はすばらしい取組をされておるなというふうに感じております。

ただ、先ほど新田委員のほうから質問もありましたけれども、御指摘があつて、お答えがあつたように、既存のところを残すのか、また、それではなくて新しく建てるのかという御意見が、皆さんの中でも分かれとるといってお話をお聞きしましてから、議員の有志からも、この地区で500食程度の調理場という話も出とるんですけども、500食である程度大きいものになったら、そういうお互いの顔が見えたり、とてもじゃないが、親近感が湧かないんじゃないかと個人的には思っています。その辺に関しては、どのような御感想をお持ちかお聞かせください。

○鈴木委員長 お願いします。

○ノブハラ陳情者 500食であれば、親近感が湧かないのではないかとということですか。

○弓掛委員 どう思われとるか。

○ノブハラ陳情者 中学校と小学校とで1か所4,000食という数と比べると、500食という数はまだ、確かに今よりは多くなってしまうのかもしれないですけども、今の地域の生産者さんの課題をクリアすれば、今の地域の生産者さんが作ってくれる野菜を食べることができる、可能な数だとは思っています。

○鈴木委員長 弓掛委員。

○弓掛委員 500食規模の調理場ができたとしても、そういったお互いの顔が見える、親近感がある調理場になると思われとるということでいいんですね。

○ノブハラ陳情者 私たちは、仕組みを残してほしいというところを訴えているんですけども、数からしても、どちらが残しやすいかといいますと、やはりなるべく小さい数の食数のほうが残しやすい、なので、そちらのほうを、小規模の地域密着型の給食調理場を残してほしいということを訴えています。

○鈴木委員長 まだありますか。有志の方のほうで、まだもう少し説明がありますか。今のお答えは、今のよろしいですか。

○ノブハラ陳情者 弓掛委員のお答えですか。

○鈴木委員長 はい。よろしいですか。

○ノブハラ陳情者 はい。

○鈴木委員長 では、委員のほうから、ほかに質疑がございますでしょうか。

徳岡委員。

○徳岡委員 今日はありがとうございます。皆さん、田幸の共同給食調理場でお子さんが給食を食べていらっしゃる、または食べていらっしゃると思うんですけども、当事者であるお子さんの声で、給食がおいしいよとか、どういう感想を持っているか、御家庭でも伺っていらっしゃると思うんですけども、子供たちの声というのがあれば、参考にさせていただきたいと思っておりますので、教えていただきたいと思っております。

○鈴木委員長 お願いします。

○ノブハラ陳情者 私のほうから。今、私は子供3人が川西小学校に通っています。何が一番楽しみかといいますと、やはり給食を楽しみにいつも学校に通っていて、帰ってきたら、今日の給食は

何々で、何々がとってもおいしかったと、明日のことまでそこでまた話が弾みます。たしか今日は春巻きのはずなんですけど、残念なんだと言うんですね。何で残念なんだと、好きなはずじゃないかと言ったら、2つしか食べれないんだと、それぐらいいつも楽しみにしていますし、私自身も、私自身が知っている方が作ってくれた野菜で子供たちの給食ができているということ、そのつながりがとてもすばらしいものですし、ここでしかできないものだなと思っているので、そういう彼女たちが本当に大好きだと言っているものを、どうにか残したいなと思っています。

○鈴木委員長 ありがとうございます。ほかにございますか。

どうぞ。

○ムラカミ陳情者 ムラカミといいます。私の子供は、小学生に2人、あと、保育園に2人行っています。実際小学校に上がったときは、保育園の給食のほうがおいしかったと言っていました。それは、やっぱりそこで作ってあって、温かさも違うし、給食もいつも臭いがあるので、それは一番よかったと言っていました。ただ、今、小学校に上がって、給食を楽しみにしているんですが、実際にこの子供たちは大規模の調理場の給食を食べたわけではなく、今食べてきたものしか分からないので、実際に4,000食などになったときに、どういう給食が来るのかというのが分からないところもあって、それをまだ子供たちに説明はできないし、私も実際にそういう給食を食べてきたことがないので、それがどうなるかというのは、どちらかという不安もあります。説明では、温かい給食が来るということで説明がありますが、やっぱり冷凍物とかも増えると思いますし、地域のもどこまで使ってもらえるのかというのも後々課題になってくると思うので、実際に4,000食ができた場合に、そうなってから、どちらがいいのかと選べたら、それは一番子供たちにとってもいいと思うんですが、私が経験してきた中では、お弁当よりも自校式であったり、小さい規模で作る給食のほうがおいしかったという経験から、私たちは小さい小規模の調理場の今の仕組みを残してもらっていいのが、子供たちにとって最善なのではないかなということを考えています。

○鈴木委員長 ありがとうございます。質疑のある方は続いてお願いします。ありませんか。

新田委員。

○新田委員 改修か新設かといった部分の論議を重ねた中で得られた結論が、今の形を残してもらいたいというお話でしたが、この形を残すという意味を、塩町学区を1つの地元として考えて、地元生産者の野菜を子供たちが食べれるようにするシステムで、それは、できるだけ生産者が見える小規模のほうがよい、ハードについて、建物、場所だ、どうこうについては、その形を引き継ぐ形でちゃんと行政に責任を持って考えてもらいたいというふうに捉えていいですか。

○鈴木委員長 どうぞ。

○カワムラ陳情者 カワムラといいます。新田委員の今の御質問ですけれども、私たちも、この仕組みを残すためには、小規模の調理場がよいと考えています。いろいろな衛生基準など、クリアしていかななくてはならない問題もあると思います。この仕組みを残す方法で、最善の方法が新築であるのであれば、そういうふうをお願いしたいと思います。とにかくこの仕組みを残すためには、どういうふうな施設がいいのかというところを議員の方々に考えていただいて、結論を出していただきたいと思います。田幸の方は、やっぱり田幸に残すことが一番ベストだと思われると思います。

でも、私たちは、いろいろな問題をクリアするために、最善の方法は何がいいかというのを何度も何度も話し合ったんですけれども、やっぱり私たちではなかなか答えが出せない、ちょっと難しいという、いろいろな問題も見え隠れするので、最善の方法を考えていただきたいと思います。

○鈴木委員長 ありがとうございます。ほかに質疑のある方。

増田委員。

○増田委員 1点ほどお伺いします。小規模な調理場ならではということで、そういうところにやはりIターン・Uターンで来られている方が多いと伺っております。その中で、Iターン・Uターンというのは、移住者の中の口コミで広がることが多いということなのですが、今回、もし4,000食1か所の給食調理場にした場合、Iターン・Uターン等に影響が出る可能性があると思われるか、その点についてお伺いします。

○鈴木委員長 どうぞ。

○ムラカミ陳情者 もし4,000食になった場合、私の知り合いがここはどうかということを知られたときに、4,000食になってしまって、その後のことは今は分かりませんが、やっぱり地域のことを考えると、そのときのほうがよかったというふうに言うかもしれませんし、それは、なってみないと分からないこともあります。でも、実際に地域にあるからこそ、その地域が潤っていることもあるので、やはり地域外に住む人にとっては、地域に何かしら、地域でみんなが活動する拠点というのがあるということが、その地域が活発になっていくことなので、多分あまりお勧めできなくなるかなと思います。

○鈴木委員長 どうぞ。

○オダ陳情者 お勧めするか、しないかの前に、私自身が1か所になると聞いたときに、娘を、じゃ、どこの学校に行かせたらいいのかということを考えてしまったぐらいなので、私自身がもし聞かれた場合は、お勧めはやっぱりできないかなとは思っています。

それと、あと、移住を考えている方というのは、食の意識が高い方が多いと思うので、やはりそういうところまで調べて、検討される方は多いんじゃないかなと思います。

以上です。

○鈴木委員長 ありがとうございます。よろしいですか。ほかに。

藤井委員。

○藤井委員 今日はありがとうございます。恐らく皆さん、この12月議会の中で、それぞれの議員が一般質問を、今回、給食調理場の件でしているものを御覧になられたかと思うんですが、いかがでしょうか。

その中で、市長の答弁であるとか、そういったものも見られたと思います。私、今回、皆さんのお話を聞かせていただく中で、つながりであるとか、仕組みであるとか、そういったものは本当に大事であるなというふうな心動かされて、何とかそれを上手に生かす方法はないかいろいろ模索もさせていただきました。そんな中で、やっぱり問題点としては、皆さんのほうへこういった給食調理場の再編、我々議員の中では話はあったにしろ、住民の皆さんにしっかり説明ができていなかったりだとか、今、4,000食の給食に対して不安があるというお話もありました。そういった

ものがしっかり事前に払拭できるような働きかけをしてほしかったという思いはございますか。

今現在、この12月議会で1か所案というものが実際提案されております。その中に、我々が考えさせていただいておるのは、いかに工場にさせない、しっかりとした、今、塩町地区で、田幸地区で活動されとる皆さんの思いであるとか、仕組みであるとか、そういったものを全市的に広げていこうと、そして皆さんの意見は、もちろん小さいほうがよりいいんだという話は我々も重々承知しとるわけですけど、それを何とか補いながら、よりよい給食調理場ができる仕組みを一緒になって考えさせていただきたいなという思いがあるということも、実際皆さんもこの12月議会の中でいろいろ我々が話しているものを見ていただいて、感じてはおられると思うんですけど、その点について、どのようにお考えといたしますか、どのように感じられとるかお伺いしたいんですけど。

○ノブハラ陳情者 ノブハラです。発言させてもらいます。市長もおっしゃっているように、1つになって、三次市全体でこの問題を考えていって、三次市全体で底上げをしていこうというようなことはとてもよく分かるんですけども、中心部と、私たちのような農村部というか、過疎部というのは、そもそも給食の問題だけでなく、圧倒的にあるものが違うんですね。正直、移住してきたんですけども、本当に不便なところですよ。子供の友達のところに遊びに行くのさえ、勝手には行けなくて、車で送迎が必要な、そんな場所なんですけれども、その給食調理場というのは、やはりこういう私たちの不便なところなんだけれども、そんな場所の貴重な宝なんです。地域の人とのつながりが感じられたりとか、新鮮で、本当に畑の土の臭いが、土の香りが感じられるような野菜が食べられるというのは、そんな宝が、本当に私たちのような農村部の不便なところの宝が給食調理場には全て詰まっていると私は思っています。まとめてと言われるんですけども、そもそも過疎部と中心部というのは本当に今あるものが違う中で、どうにか過疎部の宝を残してほしい、奪わないでほしいというのが今の私たちの思いなんですけれども。

○鈴木委員長 ありがとうございます。それでは、ほかにはございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 質疑がないようですので、本陳情についての説明及び質疑を終了いたします。

地域のつながり、取組が継承されて、様々な形で生かされていくといいと思っております。

本日は、陳情者の皆さん、お忙しい中ありがとうございました。

(陳情者入替え)

○鈴木委員長 次に、陳情第3号、川地中学校区に学校給食調理場を残すことについてを議題といたします。

川地連合自治会を始め、陳情者の皆様には、大変お忙しい中にも関わりませず御出席いただき、誠にありがとうございます。お待たせいたしました。

御説明をしていただく前に、会議の進行について簡単に申し上げます。

陳情の内容について10分程度で御説明していただいた後、各委員から質疑を行うことにしております。発言の際は委員長の許可を必要とし、発言は陳情の趣旨の範囲内で行うようお願いいたします。

なお、陳情の趣旨を超える発言があったときは、三次市議会会議規則第114条第2項の規定によ

り委員長が発言を制止し、これに従わないときは、発言の禁止または退席を求めることとなりますので、御了承をお願いいたします。

それでは、陳情について、陳情者から説明をお願いいたします。

どうぞ。

○ジンヤマ陳情者 それでは、今回の陳情及びその趣旨について、川地を代表しまして、私、川地連合自治会代表のジンヤマが説明させていただきます。

前回聴取を受けておりますとおりで、我々の趣旨としては、川地中学校区に1つの給食センターを存続させてほしいという願いであります。それにつきましては、市の地域振興課のほうから、今、人口移動の関係で、フジヤマ先生がいろいろと地域振興についてのデータをそろえながら説明を頂いています。それに従って、我々も長年、川地地区をどういうふうにしていくかということを考えてきたときに、川地には何も名勝とか、そういう景勝地があるわけじゃないし、企業があるわけじゃありません。その中で、どうやって地域振興をしていこうかというときに、まず川地にあるいいもの、川地にあるものを見つけようということで、まず構想を考えました。その中で、川地にあるものは何か、芸備線とか、あるいは54号線という道路形態、交通の便がいいということ、あとは豊かな自然と農業、これぐらいしか思いつかないわけですね。

その中で、特に道路整備がいいということは、交通事情がいいということは、吉田、あるいは三次、庄原、広島、この辺りについて、労働力としては確保できるんじゃないか、雇用があるんじゃないかということ、そしたら、それを受け入れられる住民体制、要するに、住居を求められる人たちを、帰ってきてくれる人たちをそういう形で受け入れられるような形が取れるんじゃないかということから始めまして、まず、福岡市長もおっしゃっていますように、20代、あるいは30代の女性を引き入れると、帰ってきてもらうということを考えたわけですけども、そのためには、やっぱり地域に魅力を持たせなきゃいけない、じゃ、あるもので魅力を持たせようとしたときに、県が東京に出していますタウンセンターですか、あそこら辺に問合せをしましたところ、一番よかったのは食育、教育の場に食育があるということが一番評価されました。その点で、我々もそれを中心に据えて、今回、そういう地域づくりをしていこう、安心・安全・安息の定住できる場所として、それを行っていこうと、それが地域の活性化にもつながるだろうということをやってまいりました。

その時点で、さきのように、平成30年度頃から統一問題はあったようですけども、それが分からなかったのが、最近になってそれを知りまして、突然それが出たからということで、慌てて署名を求めました。陳情という形に至ったわけです。我々が地域の振興をやろうと思っていて、立てた計画の基本が崩れてしまうということです。そういう点で、福岡市長に、どうしてお考えでそういう統一しなきゃいけないとかということが説明されたのか、我々地元にとり、関係者にちゃんと説明されて、どういうことでこうしなきゃいけないんだよと、費用的にはこうこうだよというようなことがちゃんと説明されていたかどうかということ非常に不思議に思っております。その説明があるということは、市議会議員さんの間でも当然議会に提出があって、それについての質疑が行われてきたわけですけども、我々は、今回、予算案が突然に上程されたような形に思えるんですね。その場でそれを見て、市議さんたち、我々の代表である市議さんたちがどういうふう

捉えていただいたか、予算にしても、概算予算であって、全然内容的に審議がされているのかどうか、それらのことも踏まえて、我々は陳情をやってきました。

この中には、いろいろとありますけども、地域振興だけではなくて、地域振興に関わるいろいろなこと、食育もそうですけども、地産地消、あるいは教育の問題、今、少数化教育ということが非常に言われていますけども、これも1つ、今の状況であれば、少数化教育に適しているというふうに思われます。そうすることから、若い人たち、今、市長の言われる20代、30代の女性を引き入れて、地域の活性化につなげるということをやっていききたい、そのためには、どうしても給食センターを残していただきたいという思いが強いわけであります。ほかにも、我々が行おうとしている内容について、例えば防災の関係がありますし、いろんな形で地域での統一的な、総合的な見直しが必要になってくるということだと思えます。

三次市の全体を見ましても、19支部あります各自治会連合、その中で、やはり地域地域において地域振興を一生懸命考えているわけでありますけども、その地域振興の場で、どういうことがその地域にいいのかということ、市の行政でも総合的に考えてやっていただきたい、これが我々の願いです。その中で、市議さんたちにもお願いしたいのは、そういう行政について、我々の代表として行政のチェックをしていただきたい、我々が質問したいところを代わりに質問していただいて、ちゃんと正答が出てくるような形を取っていただきたいというふうに思っております。

何にしる、我々はそういう形で、地域振興を中心にした給食センターの存続、あるいは新築にしる、ともかく残していただきたいということであります。それだけをお願いして、私の説明といたします。

○鈴木委員長 ありがとうございます。ただいまの説明に対し、質疑のある方はお願いいたします。

徳岡委員。

○徳岡委員 陳情内容から質問させていただくんですけども、もう既に川地地区では、太陽グループを中心に地域でいろいろな取組、食育の取組をされていると思いますけれども、その取組の内容について、今取り組んでらっしゃるすばらしい食育の取組の内容を一度、改めて教えていただけませんかでしょうか。

○鈴木委員長 どうぞ。

○ナガオカ陳情者 太陽グループさんのほうでは、もう15年ぐらい前から毎日野菜を届けてくださっています。学校の栄養士さんが毎日のメニューを考える中で、月に1度会議をしまして、そこで地域の方と触れ合うことによって、栄養士さんも、今の時期、何がおいしいのかというのをよく考えてくださって、メニューをつくってくださったものを毎日、じゃ、今日はこれだけねというのを、どなたが届けるかというのをまたグループのほうでも決めて、届けるという仕組みになっています。子供たちに食べさせるものだからということで、減農薬を心がけてくださって、本当に心を込めて作ってくださっています。やっぱり子供の心を育てるには、心を込めたものを手渡すことがすごく必要じゃないかと思うんです。

今の時期、タブレットを1人1個ずつとか、いろいろ教育については、お金をかけることはある

と思うんですけど、でも、子供の心を育てる、子供を心身ともに健康に育てるということには、やっぱりみんなが心を込めたものを手渡すということが必要なんじゃないかと思います。

○鈴木委員長 ありがとうございます。ほかに質問のある方はお願いいたします。

新田委員。

○新田委員 私、川地の給食も4年間食べさせていただきました。2点お聞きします。1点は、中学校区に調理場を残していただきたいという要望事項、川地の調理場、現在ある小学校の調理場、老朽化も進んでいるという、もう40年以上ですよ。という課題、あるいは、今、代表の方からあった、Iターン・Uターン、その1つのPRの地域の宝としていくというのを、学区全体というふうに考えたときには、文章の途中に、川地中学校区に給食センターを新設してくださいという文言もありますけども、残していただきたいという方向性をどのように考えておられるかというのが1点。

もう一つ、私、志和地小学校統合年に勤務しておりました。最後の、統合を経験いたしました。私の父の出身校でもあるんですけども。今、Iターン・Uターンで、何とか若い皆さんを地元へという流れに、全く逆のことだったろうと思うんですよ、地域から学校がなくなるということ。その後、地域の伝統文化なんかしばらく、川地学区の子も含めて、頑張っているというのを聞いたんですけども、そうはいつでも、もう統合から8年になると思いますけども、やはり地域のことを、現実を受け止める意味で、志和地は学校の統合ですけど、今度、給食センターも統合されんとしている中で、学校給食が地域にある意味や、なくなったらこんな厳しい現実や現状もあるという部分もあれば、聞かせていただきたいと思います。

○鈴木委員長 どうぞ。

○ナガオカ陳情者 先生がおっしゃるとおり、志和地小学校がなくなったことで、伝統文化、子供田楽というものが消えてなくなりました。そういう消しちゃいけないものが地域にたくさんあるわけですけど、給食もそうだと思うんです。今、46%地産地消を誇るこの川地の給食、これはもう全国に誇る食育モデルとして残していただけるものだと思うんです。Iターン・Uターン推進モデル地区というものに指定していただいて、それを応援していただきたい。田舎で子育てをしたいと思われる方が三次市に越してこようと思ったときに、やっぱりあんまりにも不便じゃ困るけど、自然が残ってという、暮らしやすいけど自然がいいところで、食も豊かで、子供を心豊かに育てられる場所というふうに考えたときに選んでいただけたと思うんです。食育、46%やっている学校がありますというところで、三次市の中に川地地区、Iターン・Uターン推進地区として残していただきたい、食育モデルとして全国に誇っていただきたい、それができると思うんです。

それと、先生、新設についてはどうですかということなんですけど、やっぱり老朽化で、そのうちということになったら心配でもありますし、それは新設ができるものでしたら、していただきたいというのはやっぱり願いではあります。

○鈴木委員長 ほかに。

弓掛委員。

○弓掛委員 今日はありがとうございます。今、議員の中から有志で500食という話も出ておりま

す。太陽グループさんのやり方もいろいろと聞かせていただいております。例えば500食の新設というのは、皆さんはどうお考えなのか、また、太陽グループさんのほうでそういう500食というのが対応できるのかどうか。地域の思いが、500食になった場合にどうなのかというのをちょっとお聞かせください。

○鈴木委員長 どうぞ。

○陳情者 実際、今、500食とおっしゃいましたけども、現生徒数がそこまで見てないし、今、川地の小学校、中学校を合わせても百数十名ということで、現在の状況では、このままでも対応できると考えています。正直、これからどんどんそういうふうな対応に、農家のほうも高齢化してきておりますし、課題はあるんですけども、それは、子供たちを守ってあげたいというあれはあるので、その対応はできると思っています。

500食というのは、それが私にはちょっと分からないですけど、現実の数が500もあるわけじゃないし、例えば今、1か所にする、4,000食といたって、4,000もの子供や職員がいるわけでもないと思いますし、現在のしばらくの推移は、川地での食料の提供はできると思っています。

○鈴木委員長 どうぞ。

○ジンヤマ陳情者 それについてちょっと口添えしたいんですけども、今の500食等とかいうことで、前に議会の中で、地域全体にそういう給食センターを設けるような案もあったように聞いております。我々も、そういうことを念頭に入れて考えていただきたいと思っています。というのは、将来、これから高齢化社会が進んでくる、その中で、どういうふうに地域のそういう人たちに対しての食事提供とか、そういうことが、見守りができるかということも考えた上での案であれば、なおいいんじゃないかと、何でそういう考え方をされたのが消えてしまったかということに問題があると思うんですけども、その辺はそういう形で、我々が前から言っているように、地域の振興を一番に据えて、教育の問題、いろんな問題を、その中で総合的に捉えていただきたいという思いがあるんだということを言っておきたいと思います。

○鈴木委員長 ほかに質疑はございますか。

藤井委員。

○藤井委員 今日はありがとうございます。前回、11月6日でしたか、お話しさせていただいたときに、今日お越しの皆様を始め、樫迫さん、太陽グループの方が来られたときにお話を聞いて、本当に地域の子供のためを思って、心意気みたいなものを感じさせていただいたところでもあります。その中で、私も何とか川地へ今の仕組みを残す方向ができないか、いろんなことを考えさせていただいたわけでありましてけれど、実際に今現在、この12月定例会で1か所案というものが提出されて、我々も判断をしなきゃいけないというところに来ております。

そんな中で、今回の陳情を読ませていただいた中で、ちょっと1か所気になるというか、これはどういうことなのかと思うところが、2番の中で、給食センターを新設してくださいという文言が入ります。4番で、子供たちに安全な野菜をといるところで、ここで、大型の冷蔵庫を設置してくださいという文言が入ります。これについて、今、早速大型冷蔵庫を設置してくださいという要望であるのか、それとも新設時にということなのか、その辺ちょっと一言説明があればなというふ

うに思います。

○鈴木委員長 どうぞ。

○ジンヤマ陳情者 これは、新設時ということでもないんですけども、本当はすぐにでも大型冷蔵庫は欲しいという状況です。というのは、食材の管理、保管ということが必要になってくる、その食材を管理するのに、大型冷蔵庫がないと、なかなか新鮮なもの、いいものを食べさせてあげられないということがありますので、その貯蔵庫は、今の時点では、本当に近々据えつけていただければというところですよ。

○鈴木委員長 藤井委員。

○藤井委員 前回お話を聞かせていただいたときに、恐らくそうじゃないかなというふうに聞かせていただいたんですけど、今回、1つの文言になってしまつとるので、その辺のことを聞かせてもらったところであります。

そういった部分で、川地地区には農協さんの西部支店がございますね。そこで広島のほうへ野菜を出されるときに、ある程度貯蔵するような冷蔵庫みたいなものがあると思います。例えばそれを活用させていただくとか、そういったことは御相談とか、そういったのはされたり、難しいのかどうか、その辺ちょっとお話をされたりということができればなというふうに、これは私が思いついたことなので、特に調査させていただいたとか、そういうことはないんですけど、そういったことも地域で考えていただけたのかなというふうに思ったので、その点について、別段回答は結構なので、私はそういうふうに今考えたところがありました。申し添えさせていただきます。

○鈴木委員長 会長、どうぞ。

○神山陳情者 藤井先生のおっしゃることも当然だと思うんですけども、まだ農協さんとの話合いとかというのはできておりません。ただ、農業関係者を集めた川地での農協協議会というものをつくっております。その中で、太陽グループと今の食育をちゃんと継続していけるような体制も考えていただきたいということで、話合いの場はあります。今後、それを大いに利用して行って、今の農協さんを含めた、そういう食育、給食問題について考えていきたいというふうに考えております。

○鈴木委員長 どうぞ。

○陳情者 食育に関しては、私も農協のほうの役員をしておりまして、農協のほうも食育ということで、「ちゃぐりん」というような形で一緒にお米の種まきとか、それから田植え、稲刈り、また大豆等を作ったりということ、大体女性部関係が中心になって、そういう食育の協力はしておりますし、「ちゃぐりん」という農業関係の冊子があるんです。それも、1学年ですけども、無償提供するというような、農協がそういうふうなことで協力していただいています。

また、今、藤井委員がおっしゃったような、冷蔵庫を貸すとか貸さないとか、その辺はまだ自治会のほうからも何もあれがありませんので、協議はしておりませんが、できる限りの協力はできると思っています。

○鈴木委員長 ほかに質疑のある方はございませんか。

増田委員。

○増田委員 前回に引き続き御説明いただきまして、ありがとうございます。この中で1点ほどお伺いさせていただきます。今、予算が出ている状態で、このまま進んで、地域に残せなくなった場合、地域にとって何が一番影響があると思われるか、何を一番心配されているか、その点についてお伺いさせてください。お答えがかぶることもあるかもしれませんが、質問させていただきます。

○鈴木委員長 どうぞ。

○神山陳情者 最初から申しておりますように、我々は地域振興を目指しております。その時点で、若い人たちが帰ってきてくれる魅力あるものをつくらないと、そういう人たちの帰還がないわけですね。我々が主眼としているこれがなくなってしまうと、若い人たちの帰ってくる、要するに魅力の場というのがなくなるわけです。それを一番心配しています。そうすると、教育の中でも、先ほど出ました統合問題、これにも関係してきます。人数が少なくなったら、当然統合されるでしょう。変な話で、ここで言っているのかどうか分かりませんが、我々、テニスコートを造るのに、数年前からお話ししていたんですけども、なかなかやってもらえなかった。準備は全部整えてあるのにやってもらえない。なぜか。少子化を見越して、先を読んで、統合があるかもしれないから少し先延ばししようという考えが透けて見えたんですよ。そういうことが起こってこないように、若い人たちに帰ってもらって、学校もちゃんとできるよ、地域の振興、こんな魅力的なところがあるんだよということを訴えたい、それがなくなってしまうことが一番の心配です。

○鈴木委員長 ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 それでは、質疑がないようですので、本陳情についての説明及び質疑を終了いたします。

川地の魅力を、モデル地区としての位置づけに向けて、さらに団結して活動を続けてください。本日はありがとうございました。

(陳情者退室)

○鈴木委員長 それでは、ここで、換気のため休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時15分 再開

○鈴木委員長 それでは再開いたします。

説明員は着座のままで説明、答弁をお願いいたします。

議案第141号、三次市総合福祉センター設置及び管理条例及び三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明をお願いします。

牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 それでは、議案第141号、三次市総合福祉センター設置及び管理条例及び三次市福祉保健センター設置及び管理条例の一部を改正する条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、みらさか福祉センター及び君田保健センターの2施設について、指定管理者による管理

を市長による管理に変更することに伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、条例中、指定管理者による管理施設と市長による管理施設の管理方法等について、表現等を整理するものであります。

また、指定管理者による管理施設については利用料金、市長による管理施設については使用料金であるため、市長による管理となる施設について、利用料金から使用料金に改正しようとするものであります。

以上、御審査のほど、よろしく願いいたします。

○鈴木委員長 では、質疑を願います。

藤井委員。

○藤井委員 この141号は、君田、三良坂の福祉センターの管理者が代わるということ、今現在、三良坂の福祉センターは社協さんが指定管理を受けられとると思います。これが市長による管理に変わるといこととありますが、社協さんが今現在は通所介護をされております。このサービスがなくなるというふうに考えますが、利用者さんが後々、じゃ、どこに行こうかというふうに困るようなことがないような手だてではしっかりお考えになられておるのかということ。

それと、この4月以降、市長による管理になった場合、施設の利用目的はどのような形になるのかお聞かせください。

○鈴木委員長 細美高齢者福祉課長。

○細美高齢者福祉課長 利用者さん、現在、デイサービスみらさかについては、定員18名で通所介護を実施されております。この利用者の方につきましては、三良坂町内にも民間の事業所があります。近隣にも事業所がありますので、現在、通所介護の利用状況、稼働状況は、事業所調査をした結果、大体6割程度というふう聞いております。ですから、ほかの事業所での受入れというのは十分可能だと思っております。そこの調整については、担当ケアマネジャーを通して利用調整をしていただくこととなりますけれども、社協さんのほうにそちらのほうは十分配慮していただいて、利用者さんの希望を現認しながら調整していただくようお願いしておりますので、その辺は問題が生じることはないと考えております。

それと、4月以降の管理なんですけれども、現在、貸館と基幹避難所、あとはデイサービスセンターとして利用されております。今後も、4月以降も、デイサービスについては、継続するためには空調設備であるとか、ボイラーの大規模修繕が必要になってきますので、それについては廃止ということになりますけれども、基幹避難所としての利用、あと、貸館の利用については、現在のところ、継続ということで考えております。

○鈴木委員長 藤井委員。

○藤井委員 デイサービスについては、利用者の人が困らないような形でしっかりと対応していただきたいということ、あと、避難所としての機能を残すということとありますが、今、我々も心配しておるのは、やっぱり空調でありますとか、ボイラーでありますとか、あとエレベーター、自動ドア、様々な部分で傷みが出るといのはよく承知させていただいておるんで、最低限の避難所としての機能が確保できるような形でお願いしたいなというのを申し添えて、質問を終わらせてい

たきます。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

増田委員。

○増田委員 みらさか福祉センターについては今御説明があったんですが、ほかの施設について、条例改正によって影響がないのか、電話番号ぐらいなので、影響はないとの答弁もありましたが、ほかに影響はないのかお伺いします。

○鈴木委員長 牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 君田の保健センターのことだと思いますけども、君田の保健センターも、現在、社会福祉協議会のほうが指定管理を受けていただいていますけども、事業のほうは実施をされておられません。保健センターで実施されているのは、放課後児童クラブのほうをされていますので、それについては市の直営でも十分施設の管理は対応できるというふうに考えております。

また、君田診療所が併設されておりますので、日常の管理につきましては、その人員はいるという状況であります。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 以上で議案第141号の審査を終わります。

次に、議案第142号、三次市公の施設の指定管理期間の見直し等に伴う関係条例の整理等に関する条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明をお願いします。

牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 それでは、議案第142号、三次市公の施設の指定管理期間の見直し等に伴う関係条例の整理等に関する条例(案)について御説明申し上げます。

本案は、公の施設に係る指定管理者の指定の期間のうち、高齢者福祉課が所管する老人デイサービスセンター等9施設について、指定の期間6年を3年に変更すること、及びグループホームふのを普通財産に変更することに伴い、関係条例の一部を改正しようとするものであります。

その内容は、高齢者福祉課所管の施設については、介護サービス事業を実施しているなどの特殊性や地域密着性などの理由により、前回から指定管理者の指定の期間について、非公募3年の考え方に変更しており、今回の指定管理施設の変更に当たり、残りの9施設について、指定の期間を公募6年から非公募3年に改正し、指定の期間の統一を図るものであります。

また、関係条例である6条例のうち、三次市認知症高齢者グループホーム設置及び管理条例につきまして、グループホームふのを普通財産に変更することに伴い、指定管理者の指定の期間、6年を3年に変更することと併せ、第2条からグループホームふのの名称及び位置を削除しようとするものであります。

以上、御審査のほど、よろしく願いいたします。

○鈴木委員長 では、質疑を願います。

弓掛委員。

○弓掛委員 公募6年から非公募3年ということですのでけれども、もう少し想定されるメリット、デメリットが分かればお願いしたいと思います。

○鈴木委員長 細美高齢者福祉課長。

○細美高齢者福祉課長 メリット、デメリットということになりますとちょっと難しいんですけども、メリットとしましては、地域密着性ということで、現在、この施設については、介護サービスを運営されております。それで、地元との関係性であるとかというところで、以前は公募6年間でやっていたんですけども、まず利用者とその家族であるとか、地域住民との信頼関係が築けているというところで、他法人へ移行した場合に、利用者への影響が大きいというところで、非公募という形に考え方を考えさせていただきまして、期間についても3年ということに変更させていただいております。

○鈴木委員長 牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 先ほど課長のほうから説明をさせていただいたとおりで、補足ですけども、地域性がやっぱり強いということで、事業の継続性、また雇用の継続性、こういったものも課題となりますので、非公募とさせていただきたいと考えております。

○鈴木委員長 ほかに質疑はございませんか。

藤井委員。

○藤井委員 グループホームふのについて聞いたのは、譲渡という形だったと思います。今、地域密着であるとか、公共性であるとか、介護の分野のそういった地域での必要性、そういったものを鑑みながら判断されたと思うんですが、1つあれだったのが土地ですよ。20年は無償でという形の説明があったかなと思うんですが、それについては、例えば土地ごと有償でとか、購入いただくとか、市の施設をこれから整理する上で、その方向性と、今回の土地は無償で貸しますよと、その辺についてはどういう御判断だったのかなというふうに、もしあれでしたらお聞かせいただければ。

○鈴木委員長 今のは次の議案に関係していませんか。

○藤井委員 分かりました。

○鈴木委員長 142号に関する質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 それでは、以上で議案第142号の審査を終わります。

次に、議案第146号、財産の無償譲渡及び無償貸付についてを審査いたします。

提案理由の説明をお願いします。

牧原福祉保健部長。

○牧原福祉保健部長 それでは、続きまして、議案第146号、財産の無償譲渡及び無償貸付について御説明申し上げます。

本案は、市有財産であるグループホームふのの建物を、現在の指定管理者である社会福祉法人慈照会に無償譲渡すること、及び敷地を同法人に無償貸付けすることについて、地方自治法第96条第1項第6号の規定により市議会の議決を求めようとするものであります。

以上、御審査のほど、よろしく願い申し上げます。

○鈴木委員長 では、質疑を願います。

藤井委員。

○藤井委員 今申し上げたとおりです。敷地の無償貸付け、この部分の判断がどういった形で行われたのかお聞かせください。

○鈴木委員長 細美高齢者福祉課長。

○細美高齢者福祉課長 土地については、当初の購入目的、取得目的が、福祉サービスを運営するというので土地を取得しております。その目的を果たすために、現在グループホームがありますので、その建物については、現在、建築から15年経過しております。処分制限期間が22年ということで、あと7年残っております。それも含めて、土地の取得目的を果たすために、それを担保するために市が所有を継続する、法人には建物を利用してグループホームを運営していただくということで、もし事業を廃止された場合は、また市で土地の活用を検討するというので考えております。

○鈴木委員長 ほかに質疑はございませんか。

増田委員。

○増田委員 今回、建物は無償譲渡ということですが、それについて合理的な説明があるのかお伺いしたいのと、それについて、築年数15年ということなのですが、写真等があれば分かりやすいのですが、建物の状態とかについて、併せてお伺いさせていただきます。

○鈴木委員長 細美高齢者福祉課長。

○細美高齢者福祉課長 建物の状態については、現在、15年経過しております、まず空調設備がそろそろ更新の時期に入っている、あとはベッドとかも、介護用のベッドでなくて通常のベッドが入っているような状況があります。あと、冬期、雪も結構降りますので、雨どいがもうそろそろ修繕が必要になってくる時期ではないかと思っております。その辺を考えたときに、毎年修繕料というのが、空調1つ取っても1機20万とかという形でかかってまいります。今後、建物も老朽化して、いろんな部分で修繕が必要になってくるというところで、市は管理をしながら、指定管理ということで、そこの修繕料を負担していくということを考えると、やっぱり建物を無償譲渡で、今回の譲渡に関しても、修繕はなしで譲渡するということにしていますので、その辺を適切に法人のほうで運営していただきたいということで、無償譲渡とさせていただきます。

○鈴木委員長 ほかによろしいですか。

弓掛委員。

○弓掛委員 参考までに、この建物と土地の評価額を教えてください。

○鈴木委員長 細美高齢者福祉課長。

○細美高齢者福祉課長 建物については市の所有なので、現在評価しておりません。土地については仮評価ということで、仮に算出した金額なんですけども、1,040万ということになっております。参考までに総事業費なんですけども、9,767万円余りの事業費で建築しているものであります。

○鈴木委員長 ほかによろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 以上で議案第146号の審査を終わります。

福祉保健部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部入替え)

○鈴木委員長 次に、議案第137号、三次市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明をお願いします。

上谷市民部長。

○上谷市民部長 おはようございます。市民部が所管いたします議案は全部で6議案となります。よろしく御審査いただきますようお願いいたします。

最初に、市民課が所管いたします議案第137号、三次市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例(案)について説明いたします。

この条例は、重い障害がある人が医療機関などを受診した場合の医療費の一部を支給することにより保健の向上に寄与し、重い障害がある人の福祉の増進を図ることを目的とするものであります。適用に当たっては、本人及び扶養義務者等の所得制限が設けられております。

改正の主な内容は、本人及び扶養義務者等に係る所得制限額の規定について整備するため、条例を改正するものであります。

改正案について、概要を説明いたします。

新旧対照表と資料を御覧ください。第4条第3項第1号は、本人の所得制限額を規定しております。本人に係る所得は、いわゆる老齢福祉年金の所得制限額を用いており、これについては、第4条の3第1項の後段に記載の改正前の国民年金法施行令第6条の4第1項に規定する額を超えるとされており、このたびは、その前段であります読替規定の改正条文との整合性を取るため、関係条例である重度心身障害者医療費支給条例について改正しようとするものです。

第4条第3項第2号は、扶養義務者等に係る所得制限額を規定しております。扶養義務者等に係る所得につきましても、いわゆる特別児童扶養手当の所得制限額を用いておりますが、このたび、第7項を追加し、所得の額の計算方法を定めるに当たり、関係条文の字句等の整備をしようとするものであります。

第4条第6項は、字句を整備し、旧施行令第6条のイに規定する計算方法の適用を、本人に係る所得制限額の計算方法とする旨を規定するものです。

第4条第7項は、扶養義務者等に係る所得制限額の所得の計算方法について、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令に基づく所得額の計算方法とする旨の規定を追加するものです。

このたびの修正は、所得制限額等の変更ではないため、支給決定への影響はございません。

以上で説明を終わります。よろしく御審査の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○鈴木委員長 では、質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 以上で議案第137号の審査を終わります。

それでは、説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(執行部入替え)

○鈴木委員長 次に、議案第136号、三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)を審査いたします。

提案理由の説明をお願いします。

上谷市民部長。

○上谷市民部長 これからの4議案は、課税課が所管します議案となります。議案第136号、三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(案)について説明いたします。

最初に、本条例改正案の要旨について説明をいたします。

地方税法施行令の一部を改正する政令が令和2年9月4日に公布されたことに伴う改正でございます。

改正案について、概要を説明します。

新旧対照表と資料を御覧ください。第23条第1号から第3号は、国民健康保険税の減額の対象となる基準所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げる改正となります。給与所得者等の数が2人以上の場合、当該給与所得者等の人数から1を減じた人数に10万円を乗じて得た金額を加算いたします。給与所得者等については、給与等の収入金額が55万円を超える方が対象で、公的年金等に係る所得を有する方は、公的年金等の収入額が110万円を超える方が対象となります。

附則第2項は、65歳以上の年金所得者については、公的年金等に係る所得から15万円を控除するという軽減判定の基準所得の計算方法を整理したものでございます。

施行期日は令和3年1月1日となります。

簡単ですが、以上で説明を終わります。よろしく御審査の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○鈴木委員長 では、質疑を願います。

増田委員。

○増田委員 今回の改正は軽減基準額の変更であるのですが、その中で、負担額や税収において影響がないとの認識でよろしいでしょうか。

○鈴木委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 このたびの改正につきましては、平成30年度の税制改正において、個人所得課税、いわゆる給与所得者、年金所得者についての控除額が10万円引き下げられました。その10万円の均衡を取るために、基礎控除が43万円ということで、その改正に伴って、所得金額が下がるということとなりますので、それを引用している国民健康保険税において影響を及ぼすこととなります。高くなると。併せて、軽減所得者の方が、今まで該当になっていた軽減世帯、10万円上がることによって、その軽減から外れてしまうと、そういう影響を及ぼすということで、このたび、こういう改正をします。

ただし、働き方改革の後押しといたしますか、事業収入者については逆に10万円下がると。ただ、これは、働き方改革の後押しということで措置をされるということで、負担については、個人負担が、いわゆる税額が逆に下がるということになって、今言いました事業所得者については、10万円に係るものが当然下がる、併せて、10万円減ることによって軽減世帯へ移行するということも想定されますので、そういった方々は税額が下がるということ、給与所得者と年金所得者は変わらないということになります。そのための今回の措置ということになります。

○鈴木委員長 増田委員。

○増田委員 一部の方は負担が下がるということですが、これは、市においては税収に影響、国民健康保険税に対しては影響があるということによろしいでしょうか。ある場合は、それは幾らぐらい、どのぐらいの想定であるのかお伺いします。

○鈴木委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 これは、本年度の税率を用いた場合と、あと、被保険者が40歳以上ということ仮定して単純に試算をいたしますと約1,700万程度、年間下がるであろうということになるかと思いますが、ただ、税率改正等がまた伴えば、当然その分は上がってくるし、逆に、今のコロナ禍の中で、多くの方がやっぱり減収を余儀なくされているという状況があるということになると、本年分を適用する来年度は当然それが影響してきますので、それ以上の減収ということも想定をされます。単純に今回の改正で試算した場合が、先ほど言いました約1,700万程度であろうと、こういうふうには想定をしております。

○鈴木委員長 ほかに質疑はございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 以上で議案第136号の審査を終わります。

次に、議案第138号、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例(案)を審査します。

提案理由の説明を願います。

上谷市民部長。

○上谷市民部長 議案第138号、地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例(案)について説明いたします。

最初に、本条例改正案の要旨について説明をいたします。

本条例改正案は、地方税法の一部を改正する法律の公布によって、租税特別措置法が改正されたこと等に伴い、関係条例である第1条、三次市税条例、第2条、三次市介護保険条例、第3条、三次市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、第4条、三次市新規就農者宿泊研修施設設置及び管理条例、第5条、三次市市営住宅設置及び管理条例、第6条、三次市特定公共賃貸住宅設置及び管理条例、第7条、三次市グリーンビューあわしま設置及び管理条例、第8条、三次市定住住宅設置及び管理条例、第9条、三次市後期高齢者医療に関する条例、第10条、三次市定住促進住宅管理条例、第11条、三次市債権管理条例の一部を改正しようとするもので、改正内容が同一であることにより、市民部において一括で説明をいたします。

改正案について、概要を説明します。

新旧対照表と資料を御覧ください。改正の要旨は、「特例基準割合」の名称を「延滞金特例基準割合」に改め、延滞金及び還付加算金の各割合が0.5%に引き下げられたことに伴い、今後、0%も想定されることから、年0.1%未満であるときは最低0.1%とする規定を設けるものです。

また、第2条の三次市介護保険条例では、さきに説明した内容以外に、介護保険料の算定基礎となる所得の範囲について、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を新設するものとなります。

施行期日は全て令和3年1月1日となります。

以上で説明を終わります。よろしく御審査の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○鈴木委員長 では、質疑を願います。

宍戸委員。

○宍戸委員 非常に分かりにくいんです。そういう専門用語を交えての説明じゃなしに、もっと砕けた分かりやすい説明で、どこはどういうふうになって、これは三次市の市民の方にどういうふうに影響しますよという説明をしてもらいたいんですが、できんですかね。

○鈴木委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 特例基準割合というのが名称でございまして、それを延滞金特例基準割合という名称に変えるということでございまして、その言葉の説明というのは。

○鈴木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 ですから、言葉が変わるといふ部分はいいんですが、今の0%じゃいけないので、0.1%にするというようなところの説明があったじゃないですか。そこら辺の数字に関わるところをもう少し分かりやすく説明してもらえますかね。

○鈴木委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 資料のほうを御覧いただきたいと思うんですけども、例えば延滞金につきまして、納期限1か月を経過した方に適用している率が、現行では8.9%ということになっております。平均貸付割合というものが財務大臣から告示されるわけですけども、このたび、それが0.5%ということで、この11月30日に告示がございました。よって、資料でいえば、一番右端の改正後でございすけども、延滞金においては。

○鈴木委員長 説明資料を基にしてくださっていますか。

○上谷市民部長 資料を御覧ください。資料の一番右側に改正後の、1月1日以降の適用ということで掲載をさせていただいております。還付加算金というのは、還付金に課す加算金でございまして、これが、現行では1.6%でございすけども、1月1日以降は1%となります。逆に、納期限後の納付に係るものの延滞金についての率でございすけども、現行では、1か月を経過後、納付があった場合は8.9%を適用しておりますが、1月1日からは、平均貸付割合が0.5という告示がございましたので、今まで貸付割合が0.6だったんです。それが、来年適用するものは0.1下がって0.5ということで、8.8%ということになります。

市民の皆様におかれましては、当然納期内納付というのは原則でございすけども、延滞金につ

いて、かかる利率については低くなるということになります。

○鈴木委員長 ありがとうございます。ほかに質疑を願います。

増田委員。

○増田委員 延滞金が下がるとのことなのですが、これ、来年からなのですが、見込みとしては、1年間でどれぐらいの金額になる見込みですか。

○鈴木委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 基本的には延滞金のかからないようにはお願いしたいというふうには思うわけですが、実績でいいますと、年々減ってきております。これはいいことでございます。当然納期内納付ということになれば、延滞金を課すことはございませんので、いいことではございます。実績を申しますと、例えば市税、これは住民税、固定資産税等、全部含めた市税でいいますと、元年度の実績が104万1,647円でございます。ちなみに10年前、平成21年は425万766円ということで、逆に、低くなるほうがよろしいわけでございます。今、大体100万円前後ぐらい、実績としてはございます。

○鈴木委員長 ほかに質疑を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 以上で議案第138号の審査を終わります。

次に、議案第139号、三次市企業立地等を重点的に促進すべき区域における市税（固定資産税）の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（案）を審査します。

提案理由の説明をお願いします。

上谷市民部長。

○上谷市民部長 議案第139号、三次市企業立地等を重点的に促進すべき区域における市税（固定資産税）の課税免除に関する条例の一部を改正する条例（案）について説明をいたします。

最初に、本条例改正案の要旨について説明いたします。

地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体を定める省令の一部を改正する省令が10月1日に施行されたことに伴う改正となります。

改正案について、概要を説明いたします。

新旧対照表と資料を御覧ください。第2条は、市税の課税免除の対象施設を規定する地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に新たに第15条が追加され、第15条以下の各条が繰り下がり、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令を、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第26条の地方公共団体を定める省令に改正されたため、省令名を整理するものとなります。

施行期日は公布の日となります。

以上で説明を終わります。よろしく御審査の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○鈴木委員長 では、質疑を願います。

増田委員。

○増田委員 説明のほうに、適用実績なしとの記載があるんですが、区域の設定自体はあるわけなんでしょうか。

○鈴木委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 広島県全域になります。これは、計画書が、広島県と全市町で計画を策定しておりますので、県内全域ということになります。ただ、対象の事業所はないということでございます。

○鈴木委員長 ほかにはございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 以上で議案第139号の審査を終わります。

次に、議案第140号、三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(案)を審査します。

提案理由の説明をお願いします。

上谷市民部長。

○上谷市民部長 議案第140号、三次市特別災害被害者に対する市税等減免の特別措置に関する条例の一部を改正する条例(案)について説明をいたします。

最初に、本条例改正案の要旨について説明いたします。

文言の整理と、地方税法改正による錯誤箇所を修正しようとするものです。

改正案について、概要を説明いたします。

新旧対照表と資料を御覧ください。第2条は、被災者生活再建支援法の法律番号を削除するものです。これは、内閣府政策統括官通知を引用するもので、被災者生活再建支援法という法律そのものを引用するものではないことから、法律番号が不要だったことによるものでございます。

第3条は、市民税の減免の対象となる区分に示す事由について、地方税法で定める障害者及び扶養親族の定義規定に生じた号ずれを整理するものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審査の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○鈴木委員長 では、質疑を願います。

増田委員。

○増田委員 条文を引用している地方税法の改正のほうが平成31年1月1日とのことなんですが、この後、条例改正をそのままにしておいた状態との認識なんですが、これは、条例の執行について問題はなかったのかお伺いします。

○鈴木委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 与える影響はございません。ただ、さっき委員のおっしゃったとおり、本来であれば、同じときに改正をすべきものであったわけですが、そこに錯誤があったということを今回発見いたしましたので、このたび、お願いをさせていただくものでございます。

○鈴木委員長 ほかにございませんでしょうか。

宍戸委員。

○宍戸委員 今年もあったんですね。2年前の三次市での洪水による災害、被災者がおられたと、

そういう人は、今回対象にならへんのは分かるんですけども、そういう人らはこの対象として見られるケースがあったということなんでしょうかね。今から起こる災害については、これは適用になるんでしょうけども、今まで、2年前、さらには今年の被災者は、この条文の中での対象者としての適用になったケースなのか、どがなかというところを。

○鈴木委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 この条例は全国でもまれな条例でございます、平成30年の7月豪雨災害の際に、市が独自として制定させていただきました条例でございます。昨年の豪雨災害もございましたけども、その際は、この条例は適用しておりません。今、過去において適用しているのが、平成30年の7月豪雨災害のときのものでございます。今、委員おっしゃったように、そういった災害があれば、当然それはここに影響を及ぼしてくるということになります。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 それでは、以上で議案第140号の審査を終わります。

次に、議案第147号、損害賠償の額を定めることについて審査をします。

説明員が入れ替わりますので、しばらくお待ちください。

(執行部入替え)

○鈴木委員長 次に、議案第147号、損害賠償の額を定めることについてを審査いたします。

提案理由の説明をお願いします。

上谷市民部長。

○上谷市民部長 最後に、収納課所管の議案第147号、損害賠償の額を定めることについて説明いたします。

最初に、本議案の提案理由について説明いたします。

令和2年10月12日17時25分頃、三次市十日市中二丁目8番1号、三次市役所東側駐車場付近で発生した市民部職員の運転する公用車による物損事故に係る損害賠償の額を定めることについて議決を求めるものでございます。

最初に、損害賠償額は39万1,050円の負担となります。

次に、債権者は議案に記載のとおりでございます。

続いて、事故の概要です。提出資料の事故現場を御覧ください。提出させていただいております資料を御覧ください。三次市役所東側駐車場から道路向かいの公用車駐車場へ行く途中の市道で、右側から走行してきた債権者の軽自動車と接触し、先端部分を破損させたものでございます。

最後に、事故の責任割合は、三次市90%、債権者10%の割合で示談が成立をしております。

なお、今回の事故に関して、発生した被害については、双方運転していた車両が破損しただけになっており、それぞれ軽微でございます。身体的な損傷は互いに発生をしております。

今後は、公務中に限らず平素より公務員としての自覚を促し、安全運転を意識するだけでなく、公用車は公務にて使用するという認識に改めるよう指導し、交通事故等を起こすことがないよう周知徹底をまいります。

簡単ですが、以上で説明を終わります。よろしく御審査の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○鈴木委員長 ありがとうございます。では、質疑を願います。

増田委員。

○増田委員 今回、物損事故であり、人的被害はなく、その後、周知徹底もされたとのことですが、もう少し、物損事故といえども、何度もあってはいけないので、具体的に改善策として何か対策をされているのか、そういうものがあればお知らせください。

○鈴木委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 これは総務のほうで行っておりますけども、警察のほうでの、自動車学校での講習、これをしっかり受けさせるということと、改めて課内においてしっかり交通安全に対する意識の啓発、また法令等もしっかり勉強すると、こういうことをしております。

○鈴木委員長 増田委員。

○増田委員 再発防止策のほうはお伺いしたんですけど、もう一点、これ、駐車場付近での事故なので、駐車場の行き来においての事故なので、駐車場から出た場合とか、注意喚起とかは必要なのか、その点について、御認識をお伺いします。

○鈴木委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 この現場を見ていただければ分かるかと思うんですが、非常に狭い道路でございまして、ただ、左右はよく見えるということで、つついっうっかりそのまま出てしまったんであろうと、こういうふう思うわけですが、あそこに一応止まれというのを、今、白線で引いてはあるんですけども、そこに止まれ表示がないので、そういったことを駐車場のほうで改善していければというふうに思っております。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

黒木副委員長。

○黒木副委員長 この損害割合に対して、公務中ということだとは思いますが、職員の損害割合に対しての賠償というか、補償は、規定は、市役所は設けられてない。他の企業においては、そういうあれが事故の内容によってはあるわけなんですけど、市役所としてはどのように、規定を設けられているのかどうか、職員が損害割合に対して何%か支払うと、そういう規定を設けられているかどうか。

○鈴木委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 そういう規定はございません。

○鈴木委員長 黒木副委員長。

○黒木副委員長 今後これは、考えられることはないですか。

○鈴木委員長 上谷市民部長。

○上谷市民部長 このことについては、しっかり総務部局とお話をしていきたいと思うんですけども、この場で私のほうでは回答は控えさせていただきたいと思います。

○黒木副委員長 また別のときに質問させていただきます。

○鈴木委員長 ありがとうございます。ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 以上で議案第147号の審査を終わります。

市民部の皆さん、ありがとうございました。

(執行部退室)

○鈴木委員長 それでは、ここで休憩いたします。再開は1時10分とします。

午後0時06分 休憩

午後1時10分 再開

○鈴木委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、委員会審査報告書に沿って、議案ごとに討論、採決を行います。

これより陳情第2号について討論を行います。討論願います。

弓掛委員。

○弓掛委員 陳情第2号、塩町中学校区に調理場を残したいということの御要望なんですけれども、小規模校ならではの互いの顔が見え、親近感を持った、残してほしいという趣旨だったんですけれども、どうしても新調理場の整備と、しかも塩町中学校区内ということで、恐らくどこか中学校区辺りを想定されておられると思うんですけれども、そういう新調理場の整備は、今回の議会でもいろんな市長の答弁もありましたし、なかなか難しいかなというふうに私は思いますので、そういう小規模調理場の仕組みは非常にいいとは思いますが、なかなか難しいかなというふうに思います。

○鈴木委員長 討論願います。

新田委員。

○新田委員 私は採択すべきだと思います。

新しいところをどこか当てにしっかりと、どうこうというのは、住民の要望はるるお話しされたとおり、調理場を残すことがIターンやUターンの地域の宝として大いに宣伝できるし、実際にそのことで大きな満足を得られている方もいらっしゃるし、移ってきていると。私、川西に勤務しておりましたけども、6件、Iターンの方がいらっしゃいました。その要望、形を残してほしいというのを具現化していく、具体化していくのは、我々が考えなければならないこと、行政が考えなければならないことで、形を残すというのを確認させていただきましたが、小規模における地産地消を継続しつつ、地元の子供たちに地元の皆さんが作ったものを提供すること、それによって食育が進み、学校と地域の連携も深まること、そしてそれが宝になり、地域づくりにつながっていくという趣旨に大いに賛同し、その仕組みをどうつくっていきけるかの議論を今後継続していくということも含めて、採択すべきであると考えます。

○鈴木委員長 ほかに討論はありませんか。

徳岡委員。

○徳岡委員 先ほども陳情説明がありましたように、U・Iターンを推進している三次市において、4人ともU・Iターンの方で陳情されたかと思うんですけれども、これから子供を育て、育

む、地域で育て、育むということに関して、食育というものをU・Iターンの方がとても大切にされているということがすごくよく分かりました。その際、やはり学校給食が4,000食になるということで、学校を変えようかとも思ったというような意見もありましたけれども、それぐらいU・Iターンの方にとって調理場、そして地域とのつながり、それが子育てにとっても大切だということが今の陳情の説明で私はよく分かりました。

そして、それと同時に、これまでの三次市の説明、そして、最後に言われたと思うんですけども、新設になるのか、それともそこに残すのかという部分に関しては意見が分かれたということは、やはりまだまだ議論も足りていないということもその中に見えてきたと思います。議員の人というような言葉も出ていましたけれども、まだ、そこに建てるのがどうなのか、そして、新築にしたら幾らかかって、そして、それが三次市の財政にとってどれぐらい負担になるのか、しっかりと議論も必要なのかなというふうには思いました。まだまだその部分が納得されていないまま、だけれども、やっぱり仕組みとしてちゃんと地域に残して、そこで子育てしたいと思えるような方が次にまた移住してくる、そこからまた移住者のつながりをつくっていくという部分に関して、本当に残してくださいという思いが大変よく伝わってきたと思います。陳情の趣旨に賛成いたします。

○鈴木委員長 ほかに討論はありませんか。

宍戸委員。

○宍戸委員 私も採択でいいというふうに思います。

その理由は、重複になるんですけども、今日来られて、陳情の趣旨を聞かせてもらうのに、やはり地域愛といいますか、地元で給食調理場があるからこそ、子供がちゃんと育てられるんですよと、あるいは地域の活性化につながるようになるんですよと、魅力づくりになるんですよと、そのことが地域をPRできることになるし、地域外から、市外からここが注目されることになるというように思いだろと思うんですね。ですから、やっぱり地域づくりとか、協働のまちづくりとかいう中においては、やはり市が方向性を出しておる地域づくりにかなうものだろうというふうに思うんですね。その点において、私は採択すべきだというふうに思います。

○鈴木委員長 ほかに討論はありませんか。

増田委員。

○増田委員 前回到続いて、今日も地域の皆様からお声をお伺いさせていただきました、本当に地域の皆様が努力されているということがよく分かりました。

その中で、陳情についての判断についてなんですけど、内容について、調理場の存続を希望する、存続が不可能であれば新設を望むということで解釈していますが、今現在において、市内全域に調理場を何か所も新設していくということは難しいと考えております。今使っている旧町村部の調理場についても、今後老朽化していきます。仮に今後新設していくとなると、改めてどこが適地なのか、学校への輸送時間や立地条件など、候補地を再選定する必要があると思います。その場合、結果的に塩町中学校区にならない可能性もあります。そういうことも考えまして、塩町中学校区へ新設を含んだ陳情を採択することは難しいと考えております。

○鈴木委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第2号を採決いたします。

本案に賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鈴木委員長 下ろしてください。

賛成少数と認め、本案は不採択とすべきものと決しました。

改めまして、もう一度お伺いいたします。

本案に反対の方の挙手を求めます。

(反対者挙手)

○鈴木委員長 反対多数と認め、本案は不採択とすべきものと決しました。

続いて、陳情第3号について討論を行います。討論願います。

弓掛委員。

○弓掛委員 先ほど、陳情2号にもありましたように、陳情第3号につきましても、どうしても今の現状を考えると、新築というほうになっていくと思います。現段階で新築をするということはなかなか難しいなというふうに思っておりますので、私はこの陳情に対して反対とさせていただきます。

○鈴木委員長 ほかに討論はありませんか。

新田委員。

○新田委員 反対の理由がどうも明確に語られないのがよく分かりません。新築は難しい、なぜ難しいのか。本会議においては、財政問題という意見が一般質問なり、あるいは市長の答弁の中にございましたけども、この委員会ではなぜそれを述べられないのかというのがよく分かりませんが、財政問題で言わせていただければ、市長答弁の中に、新しく造るなら20億だという答弁があり、今日の新聞紙上にも、新整備なら47億という数字が出ていましたが、この数字も、どこから何がそう出てきたのかよく分かりません。策定委員会における資料では、500食1か所7億と書いてありました。教育委員会が作った資料ですよ。それが、なぜか2つになったら20億、どこで増えたんですかね。あるいは、4,000食1か所が27億で提案されています。中身について、いろいろ道路整備とか、下水道整備も含まれての予算ですが、一番最初に提案されたのが18億という書かれています。物価が一気に上がったんですかね。というふうに、財政問題においても、随分論議、審議を深めながら、明確になっているところがない中で、財政負担が、財政負担がと言われる論議が明確になってないというのをまず思います。

その中において、一方で、まちづくりをどう進めるかというのが三次の重大課題じゃないんでしょうか。Uターン・Iターンの皆さんをどう地域に呼び込んでいくか、これも財政を支えていく非常に大きな要素ですね。その意味でも、川地地区も田幸地区と同様、地域づくりにまちを挙げて取り組もうとする部分の趣旨を酌むべきだと思いますし、もう一点言わせていただければ、財政論

についていろいろ意見がありました。この委員会でそれが十分もめなかったのが残念。中央病院がこの先ある、学校もある、過去10年を振り返ってみたときに、駅前だとか、きりりだとか、あるいは新しい学校だとか、そういったところへ財政を使ってきたと、今後それを増やしてはならないという議論でしたが、そうやって議論したツケを給食に回すのかと私は言いたい。子供たちの教育に回すんですか。財政論を語るのなら、その論議をしたときに、給食も老朽化が進んで、いずれ整備が必要だということの論議はどうされたんだろうと思う。

地域の活力をそいではならないと思います。川地地区の給食調理場を核に、食育推進やまちづくりを進めるこの要望を採択すべきと考えます。

○鈴木委員長 宍戸委員。

○宍戸委員 この陳情に対しての思いを受け取るか、どがなかということなんですよ。ですから、今、熱く新田委員が語られましたけども、それはまた予算の関係とか、そのときに十分生かせる意見だろうと思います。私は、やっぱり地域の思いというのをこの委員会が受け止めるか、どがなかということなんですよ。1か所案、4000食は賛成だとか反対だとかいう以前に、地域の思い、この陳情をどうするかと、陳情というか、思いをどうするかということなので、そこら辺をちゃんと受け止めたのなら、受け止めたという採択でええと思うんです。それイコール、3か所案には賛成せにゃいけんとかいうことにはつながらんというのは前提で、私はこの部分を、採択、不採択を議論すべきだというふう思う。

そういう立場で、私はさっきの田幸地域から出された、塩町中学校区から出された陳情と同様に、どこでもここでもあるというような取組ではないと思うんです。語られたように、地産率が40%以上と、いろんな表彰も受けられておるという中において、これが地域の魅力になっとるんです。これがどこでも40%以上で、そこで給食調理場を建ててくれという議論ではないんですね。ここしかない特徴、それを生かす地域づくり、子育てというのをやりたいという思いなので、この2つの地域は本当に特徴がある。よそではない特徴があるんです。私は、それを残してもらいたいという地域からの思いは、これは大切にせにゃいけんし、ちゃんと議会が受け止めないけんと思う。そのことを、4,000食にせにゃいけんけえ反対じゃとかいう、先のことを見て不採択じゃというのは、あまりにも地域の思いを踏みにじるというふう思うんですよ。そこをちゃんと、そこまで考えて採択、不採択を議決すべきだというふうに思いますよ。だから、やっぱり地域の、ここしかない、川地しかない、塩町中学校区しかない、そういうところの思いは、私は非常にすばらしいし、ちゃんと受け止めるべきだというふうに思いますよ。これをほごにするというのは、私はあつてはならないというふうに思いますね。そういうことで、私は採択です。

○鈴木委員長 藤井委員。

○藤井委員 今、宍戸委員が言われたことと全く同じことを言おうと思ったんです。やっぱり財政論とか、そういったものは各委員の胸のうちにありまして、これまでの議論を積み重ねた中で、それぞれが思いがあると思います。今回は、あくまでこの陳情に対して、願意が妥当であるかどうか、文言をしっかりと読ませていただいて決めるものだと思っております。

私は、先ほど川地地区の皆さんが来られたときにもお話をしましたが、センターを新設してくだ

さいという部分と、大型冷蔵庫を設置してくださいという部分、この辺に対してちょっと差異を感じたものですから、その点に関してもうちょっと密に地域、これは自治連として出されてこられるものなので、その辺で何か対応できる部分がないか、もう一つ、一考していただきたいという部分があるという思いがあります。

それと、子供たちが外に出て、帰ってきたときに、雇用の確保として給食調理場というふうな形を挙げられております。この辺についてもちょっとじっくりこないというか、それが果たして子供たちの帰ってきたい動機につながるかどうか、そういったことに関して少々疑問があるところがございます。

そういった点で、この内容について、そのほか、まだしっかり調べていく必要、コロナウイルスの件につきましても、食中毒の件につきましても、それぞれちょっとまだ一考する必要がある部分がある部分、私の中では、してほしい部分がありますので、今回これは不採択で、私は意見を述べさせていただきます。

○鈴木委員長 ほかに討論はありませんか。

徳岡委員。

○徳岡委員 川地の皆さんの、地域を何とか持続していこうという思いは本当に熱く、そして私たちの胸に響いたかと思うんですけども、やっぱり給食調理場を核に、Iターン・Uターン者を何とか川地に取り戻して行って、そして、それを中心にまた農業も振興していく。田幸の皆さんはほとんどIターン・Uターン、これ、一般質問でも少しお話ししたんですけど、Iターン・Uターンの方がそういうことを求めてらっしゃる、そして、反対に川地地区の方は、Uターン・Iターンの方を地域に呼びたいというふうに思われている。実際、田幸のU・Iターンの方は、やっぱり調理場がすごくU・Iターンの移住者にとって大切なんだということを伝えてくださったかと思うんですけども、川地の方が求められているU・Iターンの推進という部分に関して、モデル地区にしていきたいという部分に関しては、給食調理場は川地地区の中で本当に大切な役割を果たすことが皆さんの頭にも今回想像ができたかと思うんですね。そして、太陽グループさんの取組というのは、本当に毎朝、暑い日も寒い日もずっと、冷蔵庫がないということもあるので、毎日学校に直接届けていく、本当に汗を流しながら、寒さに震えながら、毎日そうやって子供たちのためにと、地域の子供のためにとということで頑張って生産をされてこられたという部分に関して、この地域だからこそできる取組、そして今、現にあるこの取組を、じゃ、三次市がどうやって生かしていくかということは、この調理場にかかっているのではないかというふうに思います。

川地の皆さんの思いを、自主防災のこともあるんですけども、まだ場所だったり、新設か継続、修繕かというような問題は皆さんでまた協議する必要があるかと思えます。先ほども会長さんもおっしゃられたように、やはりきちんと対話をして、詳細の部分は積み重ねていく必要があると思えますので、その部分に関しては引き続き協議が必要だと思えますが、私はこの陳情の内容に関しては賛成です。

以上です。

○鈴木委員長 ほかに討論はありませんか。

増田委員。

○増田委員 私も、ほかの委員の皆様がおっしゃっていたように、地域の思いというのはやはり大切にしなければならないとは思いますが。

しかし、陳情の判断としては、先ほど塩町のときに申し上げたように、賛同しかねる部分がありますので、私は不採択と判断しております。

以上です。

○鈴木委員長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより陳情第3号を採決いたします。

本案を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鈴木委員長 賛成少数と認め、本案は不採択とすべきものと決しました。

続いて、議案第141号について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第142号について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第146号について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第146号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第137号について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第137号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第136号について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第136号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第138号について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第138号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第139号について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第139号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第140号について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第140号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第147号について討論を行います。討論願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第147号を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 御異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で採決を終わりました。

それでは、次に、委員長報告ですが、今回の陳情、議案の報告に付すべき意見があればお願いします。

藤井委員。

○藤井委員 議案第141号に対しまして、具体的に言わせていただくと、三良坂の福祉保健センターから社協さんが出ることによって、デイサービスを利用されている方が以後困らないようにしっかりと配慮をされたいということと、あと、それまでその施設を利用されていたサークル活動であるとか、そういったものも、あと、集会所としての機能、そういったものもあったと思いますので、そういった地域の方への説明をいち早くしていただくように、恐らくこの議案の採決を待っている形になつとると思うんですけども、とにかく早く地域の理解を得られるようにしていただきたいということを申し添えていただければと思います。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

新田委員。

○新田委員 陳情書に対しての報告も委員会報告となるのでしょうか。なるとすれば、そのときの不採択の理由をどのように言われるのか、それが気になります。反対討論の中で、こうこうこういう理由でというのが、私にはあまりぴんときていません。どう不採択の理由を述べられるのかお願いします。

○鈴木委員長 今は、委員長報告に付すべき意見を伺っておりますので、そちらのほうをお願いします。

○新田委員 意見とすれば、不採択である理由を明確に示していただきたいと。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

宍戸委員。

○宍戸委員 総合計画なり、まち・ひと・しごと総合戦略、そういう中に、特色ある地域づくりと、魅力ある地域づくりということで、特に総合計画においては、議会が全員一致でもって賛同しとるわけですね。にもかかわらず、地域づくり、特色ある魅力として、学校給食調理場を地元に残してくれということに対して反対というのは、願意はちゃんと酌み取るべきだというふうに私は思ったので、そこら辺の整合性が図られるようにすべきだという意見ですね。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

徳岡委員。

○徳岡委員 陳情2件に対してですけれども、陳情者のお話にもありましたように、何ができて、何ができないのかということに関しては、きちんと執行部のほうから回答、または引き続き寄り添うということに関して、市長の昨日の答弁にもありましたけれども、地域と対話を続けていくということがありましたので、地域と対話を続けていく必要があるということも付していただけたらと思います。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 それでは、委員長報告の案文作成につきましては、正副委員長に御一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 では、そのようにさせていただき、後日、タブレットに入れさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上で本日の協議内容は全て終了しましたが、その他、皆さんから何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 それでは、以上で本日の委員会を終了いたします。

午後 1 時45分 閉会

三次市議会委員会条例第28条第 1 項の規定により、ここに署名する。

令和 2 年12月10日

教育民生常任委員会

委員長 鈴木 深由希